だい しょう けいかく がいよう 第1章 計画の概要

だり こう けいかくさくてい しゅし 第1項 計画策定の趣旨

和歌山県では、平成26年3月に平成29年度までの4年間を計画 動間とする「紀の国障害者プラン2014」を策定し、障害のある人も ない人も社会の一員として互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生 社会」を実現するため、総合的に障害者施策を進めてきました。

この間、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)が施行されるとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)が改正され、地域生活における自立や就労定着を支援するための新しいサービスが始まるなど、障害のある人を取り巻く環境は変化しています。

このような新たな社会情勢に対応するため、平成30年度を始期とする「紀の国障害者プラン 2018」を策定します。

第2項 計画の位置づけ

1. 計画の位置づけ

〇「紀の国障害者プラン 2018」は障害のある人の自立と社会参加を しまれなる。 支援する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもの であり、本県における障害者施策に関する基本的な計画として位置 づけます。

ほうてきこんきょ 2. 法的根拠

O本プランは、下記の3つの計画から構成されています。

計画名	まていないよう 規定内容	法的根拠
和歌山県 和歌山県 『宇者計画	 和歌山県の障害者施策に関する分野 ごとの基本的方向性と施策目標 施策目標を達成するための具体的 	で言者基本法
カかやまけんしょうがい 和歌山県障害 ふくしけいかく 福祉計画 (第5期)	・障害のある人の支援体制確保のため の障害福祉サービスの見込量等	しょうがいしゃそうごう 障害者総合 しぇ んほう 支援法
わかやまけん 和歌山県 にようがいじあく 障害児福祉 計画 (第1期)	・障害のある子供の支援体制確保のための障害福祉サービスの見込量等	じどうふくしほう 児童福祉法

かんれんけいかくとう 3. 関連計画等

○「紀の国障害者プラン 2018」は、県が目指す将来像の実現に向け しさく きほんてきほうこうせい あき た施策の基本的方向性を明らかにした「和歌山県長期総合計画ー 世界とつながる愛着ある元気な和歌山一」(平成29年3月策定)を じょうがけいかく しょうがいふくしぶんや じっしけいかく 上位計画とする、障害福祉分野の実施計画です。

○また、「和歌山県地域福祉推進計画」「わかやま長寿プラン 2018」

「わかやまけんほけんいりょうけいかく」「わかやまけんけんこうぞうしんけいかく」とう かんれんけいかく
「和歌山県保健医療計画」「和歌山県健康増進計画」等を関連計画と

して、これらの計画と調和して計画の推進を図ります。

だい こう けいかく かんが かた 第3項 計画の考え方

障害者施策は、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく 基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという りなんにのっとり、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられる ことなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現 を自指して講じる必要があります。

このプランでは、このような社会の実現に向け、障害のある人を、いるような支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害のある人の行動を制限し、社会へのきかかを制約している社会的な障壁を除去するため、県が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めます。

きほんげんそく **2. 基本原則**

基本理念の実現を目指し、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策について、次に掲げる基本原則にのっとり、総合的かつ計画的に推進します。

(1) 地域社会における共生について

全ての障害のある人が、障害のない人と平等に基本的人権を享有する個人として生活を保障されることを前提に、次に掲げる機会のかくほかない。 かくに かくだい はかります。

- 1 社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野 の活動に参加する機会の確保
- 2 地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについて選択する機会の確保
- 3 言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段について せんたく きかい かくほ 選択する機会の確保
- 4 情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大

(2)障害を理由とする差別の禁止について

障害を理由とする差別その他の権利利益を侵害する行為の禁止と、 じゃかいてきしょうへき じょきょ 社会的障壁を除去するための合理的配慮が提供されるよう取り組みます。

けいかく かくぶんや きょうつう おうだんてきしてん 3. 計画の各分野に共通する横断的視点

施策分野にとらわれず、次に掲げる視点を踏まえて障害者施策を実施します。

(1) 障害のある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障害のある人は、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき とまかい さんか はなんであり、障害者施策の策定や実施においては、 また、障害のある人等の意見を聴くにあたり、適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう支援に努めるとともに、意思を通のための手段を選択する機会の提供を行います。

(2) 当事者本位の総合的な支援

障害のある人が乳幼児期から高齢期まで各ライフステージを通じてできせった。 できせった。これが乳幼児期から高齢期まで各ライフステージを通じて できせった。これが乳幼児期から高齢期まで各ライフステージを通じて できせった。これが乳のなりでは、一次には、大きないでは、一次には、大きないでは、一次には、大きないでは、一次には、大きないでは、一次には、大きないでは、一次には、大きないでは、一次には、大きないでは、一次には、大きないでは、一次には、大きないでは、一次には、大きないでは、一次には、大きないでは、一次には、大きないでは、これがいいでは、これがいる。

(3) 障害特性等に配慮した支援

じょうがいしゃしさく せいべつ ねんれい しょうがい じょうたい せいかつ じったいとう おう しょうがい 障害者施策は、性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた障害のある人の個別的な支援の必要性を踏まえて策定し、実施します。

また、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、 ちうしょうがい なんびょう こうじのうきのうしょうがい また、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、 ちうう、重度心身障害その他の重複障害など、より一層の理解が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害について、県民の更なる理解 の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

(4) アクセシビリティの向上

障害者権利条約や障害者基本法では、障害のある人が直面する こんなん せいげん にょうがい のある人の にょうがい といっかいてき よういん のようほう 困難や制限が、障害のある人個人の障害と社会的な要因の両方に 起因するという視点が示されています。

こうした視点を踏まえ、障害のある人の社会参加を実現し、障害の 有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、社会のあらゆる場面でハード、ソフト両面のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティ(施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しや すさ)の向上を図ります。

特に、障害を理由とする差別は、障害のある人の自立や社会参加に
たんこくなるくればまょうとならないであり、社会全体で、その解消に向けた
深刻な悪影響を与えるものであり、社会全体で、その解消に向けた
とりくみが、おこな
取組が行われる必要があるため、障害者差別解消法に基づき、市町村
や障害者団体と連携を図りつつ、事業者や県民の理解を深め、障害を
9時点とする差別の解消に取り組みます。

(併せて、社会全体でバリアフリー化を推進する観点から、積極的な こうほう けいはつかつどう と く きぎょう しみんだんたいとう とりくみ しえん 広報・啓発活動に取り組み、企業や市民団体等の取組を支援します。

(5)総合的かつ計画的な取組の推進

障害のある人が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、市町村等との適切な連携及び役割分担の下で、障害者施策を策定、実施する必要があります。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、いのようかんけいしきく、ことも・こそだてかんけいしきく、たんじょきょうどうさんかくしきくとう、しょうがいたを療関係施策、子供・子育て関係施策、男女共同参画施策等、障害者に対したというなどに関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策に取り組みます。

しょうがいしゃしさく じんけん **4. 障害者施策と人権**

が に た の 身 の 回 り に は、依然として、障害者の人権問題とともに我 が 国 固 有 の 人権問題である 同和問題や、女性、子供、高齢者等の人権に かかわる問題が、時には重層的に関連しながら存在します。

本県においては、平成10年8月に「人権教育のための国連10年 和歌山県長期行動計画」を策定しました。平成14年4月に「和歌山県 人権尊重の社会づくり条例」を施行するとともに、同条例に基づき 平成16年には「和歌山県人権施策基本方針」を策定し、全ての人の人権 が尊重される豊かな社会の実現を自指して総合的な施策の推進に取り 組んできました。そして、その取組は、平成27年2月に改定された「和歌山県人権施策基本方針(第二次改訂版)」や、平成29年3月に 党策された「和歌山県人権施策基本方針(第二次改訂版)」や、平成29年3月に 党策された「和歌山県人権施策基本方針(第二次改訂版)」や、平成29年3月に 党策された「和歌山県長期総合計画」に受け継がれています。

国においては、平成19年9月に署名した「障害者権利条約」の批准に向け、平成23年の「障害者基本法」の改正や平成25年の「障害者基本法」の改正や平成25年の「障害者差本法」の改正や平成25年の「障害者差別解消法」の成立等、国内における法整備を進め、平成26年2月19日に同条約が発効しました。

障害者差別解消法の施行を受け、本県では職員一人ひとりが適切な だいあうを行うよう職員対応要領を策定し、研修を行うとともに、県内 性がしちょうそがにおいても策定されるよう取り組みました。また、障害者 を不つかいしょうしえんちいききょうぎかい 差別解消支援地域協議会を設置し、各市町村や関係団体と連携しなが ら、障害を理由とする差別の解消と障害者に対する合理的配慮の 提供が徹底されるよう取り組んでいるところです。

誰もがお互いの人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の実現は、障害者だけでなく全ての人の人権を尊重することであり、その理念は、同和問題をはじめ、女性、子供、高齢者等の人権にかかわる様々な問題解決につながるものです。

この計画では、障害の有無にかかわらず、県民誰もが安心して暮らすことができる、差別のない社会の実現を目指すことを基本姿勢として、施策の推進を図ります。

だい こう けいかく きかん 第4項 計画の期間

このプランは、2018年度から2023年度までの6年間を計画期間と します。

なお、障害福祉サービス等の見込量については3年後に見直します。

だい こう けいかく すいしんだいせい 第5項 計画の推進体制

- 〇障害者施策は、福祉、保健、教育、医療、労働、文化芸術・スポーツ、生活環境基盤整備等、多くの分野に関わるものであるため、関係機関と連携し効果的かつ総合的に推進します。
- 〇障害者施策を着実に推進するため、住民に最も身近な市町村との れんけい つと 連携に努めます。
- 〇障害のある人の自立と社会参加に関する取組を社会全体で進めるため、県における様々な活動の実施にあたり、障害者団体、企業、経済、 ではない 協力を得るよう努めます。
- 〇毎年度、関係部局における本計画の進捗状況等について点検・評価を行うとともに、必要に応じてPDCAサイクルに基づいた施策の関値しを行い、実効性のある障害者施策を実施します。